

2011年度財産法の基礎2試験講評と成績評価の基準

2012年2月10日

松岡 久和

試験の講評

【全体】

・まずまずのできであり、I IIとも極端にできていなかった者は1名のみでした。もっとも、これは、後で詳述するように問題の趣旨をきちんと理解していない答案も少なくなかったため、工夫した採点をした結果です。

【Iについて】

・(配点) (1)～(5)のそれぞれが2文を含むため、(理由2点+結果2点)×2で各問8点としました。理由が正しく書けていないとか理由付けは良いのに最終的に正誤の判断を誤っている場合には、2点にしています。問題文で丁寧に断っているつもりなのに、全体の正誤しか書いていないとか、正しい文章についての説明が欠けている答案が若干あったのは残念です。

・(正解率) 部分点を含む8点満点との比較での正解率は、(1)88.2%、(2)69.4%、(3)49.3%、(4)83.3%、(5)74.3%、I全体で72.9%とまずまずのできでした。

・(良否) (1)権利ないし利益の侵害と、(4)詐害行為性については、良くできていた反面、(3)組合についての出来が悪かったです。とりわけ第1文を、組合代表者の名前で行為しないとダメだとした誤りが多く、第2文も組合員個人財産は責任を負わないなどの誤解や、二次的・補充的責任で正しいとした誤りが少なからずありました。

・(反省点) 出題上の反省点は、3行を目安としたのが、記述量として少なかつたかもしれないことです。もっとも、書く字の大きさにも左右されますし、要点を絞って書くという意味では拡張してもせいぜい5行程度まででしょう。

【IIについて】

・(配点) (1)(2)が各20点満点、(3)が10点満点、答案としての論理性や表現力などいわゆる印象点を10点満点とし、印象点は平均的な答案で6点、良ければ8点(特に良かった者1名には10点を付けました)、反対に悪ければ4点(それ以下は付けていません)としました。

・(反省点と採点方針の転換) こちらは当初採点方針を変更することになったので、その理由である反省点から先に述べておきます。「Y設計事務所が設計しA工務店が施工した建売住宅の甲建物」という表現で、Aが売主であることを示したつもりでしたが、少なからぬ答案が、AYが共同の売主である可能性を検討していました(というかYを直接の売主であると疑っていない答案すらありました)。また、「建売住宅」という言葉をまさか知らないとは思っていなかったのですが、「すでに建築されている居住用建物」を意味します。本来は売買契約以外は考えられないのです。しかし、ここで先ほどの「Yが設計し」という点を考慮したのか、XとA間またはXとA・Y間の契約を請負契約と解した答案も少なからずありました。それは本来ならまったく間違いなのですが、「Y設計事務所が設計しA工務店が施工した建売住宅の甲建物」が紛らわしいところがあったので、採点方針を転換しました。

すなわち、解説のような答案は当然に満点として、AYが共同の売買契約であるとした答案についても、瑕疵担保責任を中心に、主観的瑕疵概念や隠れた瑕疵、不法行為責任(A・Yが共同売主だとするといわゆる請求権競合問題ともなります)などについてきちんと検討できていれば、債権者代位権について論じていなくても満点を与えることにしました。

請負契約というのは誤りですが、それでも請負契約における瑕疵担保の問題をきちんと検討していれば、最大7割（14点）程度の部分点をあげることにしました。(2)についても、債権者代位権に関係する抗弁は、書いていけば高く評価しましたが、書いていなくても大きくは減点はせず、損害賠償の範囲や過失相殺などを指摘できていけば最大8割（16点）程度の部分点をあげることにしました。(3)は、請負契約構成を(1)で採ってしまうと解答が難しくなりますが、とにかくそれなりに説得力のある考え方を模索している努力がうかがわれれば、程度に応じて部分点をあげることにしました。

・(平均得点) (1)は14.0点、(2)は11.8点、(3)は5.3点、印象点は6.2点、Ⅲの平均得点は、37.31点でした。

・(注意点) 全体としては条文を示して多面的に一所懸命検討しようという姿勢がみられたのは良かったですが、上記反省点を裏返して言うと、問題文の読み方や問われていることの分析が甘い者が多く、厳しく点数をつけると半分近くが黄色信号になってしまいます。修了時に既修者と同程度にできることが目標ですから、現時点でまだ不十分なのはやむをえないと思いますが、成績上位者も含め、まだまだ改善努力が必要なことは、よく自覚して、来年度に向けて基礎知識のおさらいの復習をしておいて下さい。

なお、言葉の問題ですが、責任は「追及」であり「追求」ではありません。注意して下さい。

【最終成績の付け方】

・1年次は基礎知識と議論の仕方を学べれば、とにかくは合格とするというのが基本線で、その目から見ると、1名がスレスレ合格、1名が不合格でした。

・筆答試験は、平均点では66.47点になりますので、これを考慮して成績分布の申し合わせに合致するよう相対評価して再配置し、平常点の基本10点を減じます。これが筆答試験成績となります。

・出席要件で不可になった方はいません。また、欠席の場合をも含めて非常に均等になるように当てて答えていただきましたので、出席点は10点を基本としています。おおむね2回欠席で1点減点としました。他方、ミニテストを前半・後半で各10回以上受けている者の中で、好成績をおさめた前半・後半の上位3人、中間の論文問題演習の成績上位3人に各1点ずつ加算しました（この成績点で3点を得た人が1名います）。論文演習問題の添削を希望したか否かや講義後の質問等の熱心さについては、平等の観点からも、とくに加算要因とはしていません。